

大阪府出資法人の設立及び運営等に関する指導調整基準

(平成4年4月1日制定)

(平成9年6月1日一部改正)

(平成11年5月1日一部改正)

(平成12年4月13日一部改正)

(平成13年4月1日一部改正)

(平成18年9月22日一部改正)

(平成21年6月4日一部改正)

(平成22年4月1日一部改正)

(平成23年3月15日一部改正)

(平成23年4月14日一部改正)

(平成24年4月2日一部改正)

(平成24年11月1日一部改正)

(平成25年4月1日一部改正)

(平成26年4月1日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(平成28年11月1日一部改正)

(平成29年4月1日一部改正)

(令和2年10月1日一部改正)

(令和4年4月1日一部改正)

第1 目的

この基準は、大阪府出資法人の設立及び運営指導等に関する事務要綱第9条の規定に基づき、府出資法人についての設立及び運営に当たっての指導及び調整に関する基準を定め、その適正な事務執行を図ることを目的とする。

第2 運営指導の留意事項〔要綱第4条〕

指定出資法人は、府の行政と密接不可分の関係にあり、府行政と一体となって政策目的を遂行するものであることから、法人の運営指導に当たっては、法人の自主性、自律性を尊重しつつ、有効かつ適切な指導が行われなければならない。

所管部局長は、指定出資法人の指導及び調整を行うに当たっては、常に法人の運営状況の把握に努め、次に掲げる事項に留意しつつ、法人の運営及び事業の円滑な遂行に努めるものとする。

1 事業目的が計画的に遂行されているか。

法人の業務の実態に即応した中期的な事業目標を設定させ、年度における実績と事業計画を見直し、業務内容の改善を行うなど自主的かつ計画的な執行管理に努めること。

2 資産の運営状況を含め、経営状況は適切かつ健全なものか。

法人の健全な運営を確保するため、経営責任の所在の明確化を図るとともに、事業活動の促進を図るため、適切な条件整備を行い、経営の安定を図るための環境づくりに努めること。

また、民間のもつ経営ノウハウを最大限に生かし、法人の経営努力が自らの財政基盤の強化等につながるよう努力し、経営安定化に努めること。

3 組織及び人事の運営体制は、適正に確保されているか。

法人の組織・運営体制については簡素で効率的であることを基本とし、組織内の責任体制の明確化を図るとともに、経営面での意思決定に当たっては法人の自主性をできるかぎり尊重すること。

4 業務運営は効率的、効果的に進められているか。

法人の業務運営の効率性、効果性を高めるため、民間企業の経営指標の導入をはじめ、同種の法人との比較検討等を行い、客観的な業績の評価に努めるとともに、業務運営の改善、採算性の向上を図る。また、業務執行に当たっては、法令等を遵守し、適切に処理がなされていること。

5 経営状況等の情報開示が適切になされているか。

指定出資法人は、重要な社会的責務を担っており、府民の理解と協力を得ながら事業活動を行う必要があるため、法人自らが経営状況等の自主的な開示に努めること。

6 社会経済の進展に的確に対応し、現在においても事業を継続する意義を有するものであるか。

既に事業目的が達成され、法人自体又はその事業の一部について存在意義が乏しくなったものについては整理、統合に努めること。

第3 法人の設立等の留意事項〔要綱第7条〕

府が出資する法人の設立については、長期的、総合的な観点にたって、その必要性、適切性等について検討し判断する必要がある。

また、既存法人に対する増資に当たっては、経営責任のあり方、行政の守備範囲等を慎重に検討する必要がある。

所管部局長は、次に掲げる留意事項を踏まえ、法人設立のために資本金、基本金、その他これらに準ずるものの出資又は出捐を行う場合は、設立等に係る調整を行ったうえで、事前に財務部長に協議しなければならない。

(他の任命権者の所管する法人についても当該任命権者の定めるところにより、同様の取扱いとする。)

1 設立の政策目的は明確になっているか。

法人を設立しようとする場合は、その政策目的、行政課題を明確に定めるとともに、公共と民間のあるべき役割分担について十分な検討を行うこと。

また、既存の法人との関係についても精査し、目的達成のために積極的に活用できないか法人の整理・統合についても検討すること。

なお、具体的な目的意識や事業計画が十分に固まっていない段階で法人の設立を急ぐということとは、事後の法人運営に支障をきたすことにもなる。

2 法人形態は適切であるか。

法人形態を決定するに当たっては、法人の設立目的や事業分野の特性、公共、公益性の強弱、各種の許認可制度の可否などについて総合判断し、最も適切な法人形態を選択すること。

3 事業範囲及び事業計画が具体的になっているか。

法人の設立目的を基本におき、法人の適切な事業範囲を設定するとともに具体的かつ実現性のある事業計画、資金計画を策定すること。

また、事業範囲としては本来事業、自主事業等があるが、設立段階において府が将来どの程度の関与・支援を行っていくことが適当か、事前に調整しておく必要がある。

さらに、事業計画、資金計画を策定するに当たっては、事業を計画的に推進するうえでの潜在的需要があるか、市場での競合状況、経済動向についても調査、分析し、慎重に決める必要がある。

4 資本金規模及び出資割合は適切であるか。

出資金の規模、出資割合の決定に当たっては、法人の事業目的、事業内容、設立の経緯、事業運営に対する府の責任の程度等を総合的に踏まえながら、設立主体間において慎重に協議し、決定すること。

5 組織及び人事等の運営体制は整備されているか。

組織・人事等の運営体制については、法人経営の主体性、自主性を発揮させるためにも経営責任体制の明確化を図るとともに、優れたキー・パーソンの配置など、役職員の人事及び給与等の適格性について検討すること。

また、法人運営の内部規程等の基準等についても事前に関係機関等と十分調整しておくこと。

6 収支見通しは明確にされているか。

株式会社方式を選択する場合は、市場メカニズムによる事業の採算性の確保について慎重に検討する。公益法人にあつては、事業の採算性に留意するとともに、公益事業と収益事業の配分の適正化についても配慮すること。

7 法人運営における府の役割が明確にされているか。

法人の設立に当たって、法人運営に対する府の役割及び関与の手法について、事前に調整を行っておくこと。

8 設立に当たっての基本的事項について関係者間で合意がなされているか。

法人の設立に当たって事業の許認可等必要な手続がとられているか、法人の事業運営のリスク負担に対する関係者の合意形成が行われているか等について、事前に調整を行っておくこと。

第4 施行期日

この指導調整基準は、平成4年4月1日から施行する。